

# 条例改正の概要

## 1. 改正の理由

住民基本台帳法が改正され、国外転出者のマイナンバーカードの利用等のため、国外転出後も利用可能な戸籍の附票に記載された本人確認情報（以下「附票本人確認情報」という。）の処理及び利用の制度が設けられたことに伴い、各都道府県において、附票本人確認情報の保護に関する審議会を設定することが義務付けられたことから、条例第10条（福岡県個人情報保護審議会の設置）第1項第3号に本審議会が調査審議し、及び建議する事項として、附票本人確認情報を追加したもの。

## 2. 改正内容

附票本人確認情報についても個人情報保護審議会（第2部会）の調査審議、及び建議事項とする。

## 3. 施行年月日

令和6年5月27日

## 4. 関係法令

住民基本台帳法第30条の44の13

前章第4節(第30条の37から第30条の39までを除く。)の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

※前章第4節は、本人確認情報の保護についての規定